

平成27年度 利用者負担額(保育料)

1号認定(3歳以上児・教育)		
階層区分		本市基準(案)
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯	2,200円 (0円)
第3階層	市民税所得割 77,100円以下	14,000円 (13,000円)
第4階層	市民税所得割 211,200以下	18,400円
第5階層	市民税所得割 211,201円以上	23,500円

※この保育料は、教育・保育を提供するにあたって通常必要となる費用の一部を利用者に負担していただくものです。なお、この保育料に給食費相当額は含まれていません。

◇ 軽減措置について

母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他世帯については()内の額とする。同一世帯から小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子は半額、第3子以降については、無料となります。

◆ 第3子以降の児童が入所した場合

戸籍上の第3順位以降の児童を入所させた場合は、利用者負担額は半額になります。

◇ 保育料額の切り替え時期について

階層区分の判定における市町村民税課税額は、扶養義務者(父母など)の税額控除(住宅ローン控除など)前の市町村民税課税額(納税通知書の課税額とは異なります。)で決定します。

平成27年度 利用者負担額(保育料)

階層区分		2号認定(3歳以上児・保育)		3号認定(3歳未満児・保育)	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	0円	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税	4,500円 (0円)	4,400円 (0円)	5,000円 (0円)	4,900円 (0円)
C1	市民税所得割 非課税	11,000円 (10,000円)	10,800円 (9,800円)	11,000円 (10,000円)	10,800円 (9,800円)
C2	市民税所得割 48,600円未満	13,000円 (12,000円)	12,700円 (11,700円)	15,000円 (14,000円)	14,700円 (13,700円)
C3	市民税所得割 72,800円未満	16,500円	16,200円	19,000円	18,600円
C4	市民税所得割 97,000円未満	21,000円	20,600円	24,000円	23,500円
C5	市民税所得割 133,000円未満	26,000円	25,500円	29,000円	28,500円
C6	市民税所得割 169,000円未満	26,500円	26,000円	33,000円	32,400円
C7	市民税所得割 235,000円未満	27,000円	26,500円	38,000円	37,300円
C8	市民税所得割 301,000円未満	28,000円	27,500円	42,000円	41,200円
C9	市民税所得割 397,000円未満	31,000円	30,400円	46,000円	45,200円
C10	市民税所得割 397,000円以上	35,000円	34,400円	50,000円	49,100円

◇ 軽減措置について

- ・ 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他世帯については()内の額とする。
- ・ 同一世帯から保育所、幼稚園、認定子ども園等と保育所に2人以上入所の場合
保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、
難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に
入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童の中で、年齢の高い児童か
ら1番目、2番目、3番目…と数えます。

○保育所に通っている児童が	1番目の場合上記、利用者負担額のとおり
	2番目の場合上記、利用者負担額の1/2
	3番目以降の場合無料

◆ 第3子以降の児童が入所した場合

戸籍上の第3順位以降の児童が入所した場合は、利用者負担額の3分の1になります。
ただし、同一世帯から保育所に2人以上入所している場合で、同時入所の減額対象になら
ない児童がいる場合は、同時入所の対象とならない児童の利用者負担額が3分の1になり
ます。

◇ 保育料額の切り替え時期について

階層区分の判定における市町村民税課税額は、扶養義務者(父母など)の
税額控除(住宅ローン控除など)前の市町村民税課税額(納税通知書の課税
額とは異なります。)で決定します。

8月分以前は、前年度分課税額で算定を行い、市町村民税の賦課決定時期が
6月となることから、9月分以降は当年度分の市町村民税額により算定します。

◆ 児童が年度の途中で満3歳になった場合

誕生日の前日から2号認定に切り替わります。(2号認定の支給認定証が新たに発行されます。)
ただし、当該年度中の保育料は**3歳未満児の額**となり、変わりません。